

第26 議案第171号 藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議
について

議長（反町 清君） 日程第26、議案第171号藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第171号藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

藤岡市等公平委員会は、藤岡市と多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、多野藤岡医療事務市町村組合及び藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合で共同設置しております。鬼石町が藤岡市に、新町が高崎市にそれぞれ編入することで、藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の名称が変わります。この名称変更に伴いまして規約の変更をお願いするものであります。地方自治法の規定により、関係団体と協議を行うため議会の議決を求めるものであります。

以上、説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第171号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第171号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第171号藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第171号は原案のとおり可決されました。

第27 議案第172号 藤岡市と高崎市との間における教育に係る事務の委託
に関する協議について

議長(反町 清君) 日程第27、議案第172号藤岡市と高崎市との間における教育に係る事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 中島道夫君登壇)

教育部長(中島道夫君) 議案第172号藤岡市と高崎市との間における教育に係る事務の委託に関する協議について、ご説明申し上げます。

現在、立石新田地区内の児童及び生徒の教育事務の管理及び執行を新町に委託しておりますが、新町が高崎市に編入されるため、高崎市と規約を締結するものでございます。委託のいきさつにつきましては、昭和40年に国道17号線バイパスが開通すると、横断中の交通事故が多発しました。このため同バイパスを横断し、小野小学校及び小野中学校に通学する立石新田地区住民より児童・生徒の交通安全確保の要望書が提出されました。このことについて藤岡市教育委員会を中心に関係者と協議を重ねた結果、立石新田地区の児童及び生徒を新町へ委託することについて議会議決をいただき、規約を締結し、昭和41年4月1日より委託したものでございます。新町が高崎市に編入することでこの規約の効力が失効しますが、児童及び生徒の交通安全を確保するため、引き続き高崎市に委託したく提案するものでございます。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第172号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第172号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第172号藤岡市と高崎市との間における教育に係る事務の委託に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第172号は原案のとおり可決されました。

第28 議案第173号 区域外の道路認定の承諾について

議長(反町 清君) 日程第28、議案第173号区域外の道路認定の承諾についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第173号新町道第1001号線、新町道第1037号線及び新町道第5001号線の区域外認定の承諾について、ご説明申し上げます。

多野郡新町が町道認定をするに当たり、当該道路が藤岡市の区域を含むため、道路法第8条第3項の規定により承諾を求められたので、議会の議決をお願いするものであります。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第173号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第173号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第173号区域外の道路認定の承諾について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第173号は原案のとおり可決されました。

第29 議案第174号 区域外の公の施設の設置について

議長(反町 清君) 日程第29、議案第174号区域外の公の施設の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第174号区域外の公の施設の設置について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成18年1月23日から群馬郡倉沢村、同郡箕郷町、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入することにより、高崎市の公の施設となる新町烏川運動場の敷地が本市に一部かかるため、地方自治法第244条の3の規定により平成17年11月1日、高崎市長から協議がなされたものであります。主な協議内容につきましては、施設の名称を「高崎市新町烏川運動場」とし、施設の設置場所を藤岡市立石新田字東裏516番地1ほか23筆及び高崎市新町字後反甫2871番地の1ほか4筆とし、高崎市の条例、規則、その他の規定により、藤岡市及び高崎市の住民の利用に供するものとし、施設の維持管理に要する経費は高崎市の負担とするというものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第174号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第174号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第174号区域外の公の施設の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第174号は原案のとおり可決されました。

第30 議案第175号 鬼石町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について

議案第176号 新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について

議長（反町 清君） 日程第30、議案第175号鬼石町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、議案第176号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第175号は、鬼石町の多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について議会の議決を求めるものであります。

この協議は、平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する廃置

分合に伴い、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議であります。

最初に、この事務承継の関係市町村議会の議決の根拠ですが、本年1月に多野藤岡広域市町村圏振興整備組合同規約を変更し、規約第15条において「関係市町村の数の増減等に伴う事務の承継については、議会の議決を経てする協議をもって定める。」との規定が追加されました。これにより、組合からの脱退に伴う事務承継の取り扱いを関係市町村間において定めるものであります。既に組合の財産処分協議につきましても決定されていますが、歳計現金については地方自治法第237条に規定する財産に含まれないため、この事務承継の協議によりその取り扱いを定めるものです。また、組合が保有する公文書等についても承継の方法をこの協議により定めるものであります。

内容ですが、第1項第1号において組合の平成17年度一般会計交通災害共済事業特別会計及び農業共済事業特別会計に属する鬼石町分の歳計現金については、鬼石町の廃置分合後、藤岡市分として組合が承継するものとし、第2号において、組合の平成17年度一般会計に属する未納の事務費等の鬼石町負担金については、鬼石町の廃置分合後、藤岡市がその債務を承継するとその取り扱いを定めるものです。また、第2項においては、公文書等の承継の方法で、組合が保有する公文書等については組合が承継する旨、規定するものであります。

次に、議案第176号は、新町の多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、議会の議決を求めるものであります。

この協議は、平成18年1月23日から群馬郡倉淵村、同郡箕郷町、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合に伴い、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議であります。

最初に、この事務承継の関係市町村議会の議決の根拠ですが、本年1月に多野藤岡広域市町村圏振興整備組合同規約を変更し、規約第15条において「関係市町村の数の増減等に伴う事務の承継については、議会の議決を経てする協議をもって定める。」との規定が追加されました。これにより、組合からの脱退に伴う事務承継の取り扱いを関係市町村間において定めるものであります。既に組合の財産処分協議につきましても決定されていますが、歳計現金については地方自治法第237条に規定する財産に含まれないため、この事務承継の協議によりその取り扱いを定めるものです。また、組合が保有する公文書等についても承継の方法をこの協議により定めるものであります。

内容ですが、第1項において平成17年度の歳計現金の取り扱い方法を定めるものであります。第1号では、一般会計にかかる歳計現金については組合が承継すると定めるものでございます。第2号では、交通災害共済事業特別会計にかかる歳計現金は、廃置分合の

日の前日の歳計現金残高に9.88%を乗じて得た額を廃置分合後、平成18年2月末日までに高崎市に承継すると定めるものとさせていただきます。この配分率9.88%の根拠でございますが、財産処分協議の際と同様に、過去の会費収入による案分を2分の1、収支比率による案分を2分の1として加重平均により計算した率としたものとさせていただきます。

第3号では、農業共済事業特別会計にかかる歳計現金の業務引当金及び積立金について、廃置分合の日の前日の歳計現金残高に勘定別に農作物共済のうち水稻については1.00%、農作物共済のうち麦については1.42%、畑作物共済の蚕繭については0.33%、園芸施設共済については1.97%、業務勘定については2.13%をそれぞれ乗じて得た額を廃置分合後、平成18年2月末日までに高崎市に承継すると定めるものです。この配分率の根拠でございますが、財産処分の協議の際に協議いたしましたように、業務勘定につきましては、平成8年度から平成15年度までの市町村負担金の加重平均割合とし、それ以外の勘定につきましては、勘定別に平成6年度から平成15年度までの過去10年間における事業規模点数の加重平均によって求めた新町の率でございます。なお、農業共済事業における新町区域の未収金及び未払い金については、廃置分合後の高崎市が承継する旨、定めるものであります。

第2項において、公文書についてその承継の方法を定めるものであります。第1号では、農業共済事業以外の組合が保有する公文書等については組合が承継する旨、規定し、第2号では、農業共済事業にかかる新町区域の公文書等は廃置分合後の高崎市が承継し、それ以外の公文書等については組合が承継する旨、規定し、第3号では、組合が承継する公文書等で、廃置分合前の新町に関する公文書等については、高崎市からの求めに応じ、組合がその写しを交付する旨、定めるものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第175号鬼石町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第175号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第175号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第175号鬼石町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第175号は原案のとおり可決されました。

議案第176号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第176号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第176号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第176号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第176号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時35分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第31 議案第177号 新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について

議長（反町 清君） 日程第31、議案第177号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 議案第177号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

この事務承継の関係市町村議会の議決の根拠につきましては、平成17年10月に多野藤岡医療事務市町村組合の規約変更に関する協議について議決をいただきました。議決をいただいた規約第19条において「関係市町村の数の増減等に伴う事務の承継については、関係市町村議会の議決を経てする協議をもって定める。」との規定が追加されました。これにより、組合からの脱退に伴う事務承継の取り扱いを関係市町村間において定めるものがあります。既に組合の財産処分協議につきましては決定されておりますが、歳計現金については地方自治法第237条に規定する財産に含まれないため、この事務承継の協議によりその取り扱いを定めるものです。

内容につきましては、第1項は公文書類について、第2項は組合に帰属する物品で貯蔵品・事務備品等の財産処分に関する協議で定めた資産以外の物品について、第3項は歳計現金・未集金・未払い金についてであります。また、第4項として、第1項から第3項以外に発生した権利及び義務について定めております。なお、新町脱退後も組合は存続しますので、これらの事務についてはすべて組合が承継する旨を定めるものであります。

以上、まことに簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第177号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第177号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第177号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第177号は原案のとおり可決されました。

第32 議案第178号 鬼石町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について

議案第179号 新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について

議長(反町 清君) 日程第32、議案第178号鬼石町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、議案第179号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長（有我亘弘君） 議案第178号鬼石町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、ご説明申し上げます。

本協議は、平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する廃置分合に伴い、藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議であります。事務の承継につきましては、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、その区域が新たに属した地方公共団体がその事務を承継することになっていますが、債権・債務・公文書、その他の権利及び義務は承継の区分を定めて複数の団体に振り分けることが困難な場合が多いことが予想されます。また、歳計現金は地方自治法第237条第1項の財産に該当しないため、同法第7条第4項の財産にも該当しないこととなり、合併に伴う財産処分の協議とは別に処分方法を協議しなければなりません。

このため、これらの処分の法的根拠として地方自治法施行令第218条の2の規定に基づき、本年9月に藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の規約を変更し、規約第18条において「関係市町村の数の増減等に伴う事務の承継については、その都度議会の議決を経てする協議をもって定める。」との規定が追加されました。これにより、組合からの脱退に伴う事務承継の取り扱いを関係市町村間において定めるものであります。既に組合の財産処分協議につきましては決定されていますが、歳計現金及び組合が保有する公文書等について、規約第18条に基づきこの事務承継の協議によりその取り扱いを定めるものです。

内容ですが、第1項において組合の平成17年度一般会計に属する鬼石町分の歳計現金については、鬼石町の廃置分合後、藤岡市分として組合が承継するものとし、第2号において、組合の平成17年度一般会計に属する未納の鬼石町負担金については、鬼石町の廃置分合後、藤岡市がその債務を承継するとその取り扱いを定めるものです。また、第2項においては公文書等の承継の方法で、組合が保有する公文書等については組合が承継する旨、規定するものであります。

続きまして、議案第179号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、ご説明申し上げます。

本協議は、平成18年1月23日から群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合に伴い、藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議であります。事務の承継につきましては、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、その区域が新たに属した地方公共団体がその事務を承継することとなっていますが、債権・債務・公文書、その他の権利及び義務は承継の区分を定めて複数の団体に振り分けることが困難な場合が多いことが予想されます。また、歳計現金は地方自治法第237条第1項の財産に該当しないため、同法

第7条第4項の財産にも該当しないこととなり、合併に伴う財産処分の協議とは別に処分方法を協議しなければなりません。

このため、これらの処分の法的根拠として地方自治法施行令第218条の2の規定に基づき、本年9月に藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合理約を変更し、規約第18条において「関係市町村の数の増減等に伴う事務の承継については、その都度議会の議決を経て協議することをもって定める。」との規定が追加されました。これにより、組合からの脱退に伴う事務承継の取り扱いを関係市町村間において定めるものであります。既に組合の財産処分協議につきましては決定されていますが、歳計現金及び組合が保有する公文書等について、規約第18条に基づきこの事務承継の協議によりその取り扱いを定めるものです。

内容ですが、第1項において、平成17年度一般会計に属する新町分の歳計現金については、組合が承継するとその取り扱いを定めるものです。また、第2項においては公文書等の承継の方法で、組合が承継する公文書等で、廃置分合前の新町に属する公文書等については、高崎市からの求めに応じ、組合がその写しを交付する旨、規定するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第178号鬼石町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第178号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第178号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第178号鬼石町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第178号は原案のとおり可決されました。

議案第179号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第179号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第179号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第179号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第179号は原案のとおり可決されました。

- 第33 議案第180号 鬼石町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
議案第181号 新町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの

脱退に伴う事務承継に関する協議について

議長（反町 清君） 日程第 3 3、議案第 1 8 0 号鬼石町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、議案第 1 8 1 号新町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第 1 8 0 号は、鬼石町の多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、議会の議決を求めるものであります。

この協議は、平成 1 8 年 1 月 1 日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入する廃置分合に伴い、多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関して協議するものです。最初に、この事務承継の関係市町村議会の議決の根拠ですが、本年 1 0 月に多野郡町村会館管理組規約を変更し、規約第 1 0 条において「関係市町村の数の増減等に伴う事務の承継については、議会の議決を経てする協議をもって定める。」との規定が追加されました。これにより、組合からの脱退に伴う事務承継の取り扱いを関係市町村間において定めるものであります。既に組合の財産処分協議につきましては決定されていますが、歳計現金については地方自治法第 2 3 7 条に規定する財産に含まれないため、公文書等も含めてこの事務承継の協議によりその取り扱いを定めるものであります。

内容ですが、第 1 項において組合の平成 1 7 年度一般会計に属する鬼石町分の歳計現金については、鬼石町の廃置分合後、藤岡市分として組合が承継するものとし、第 2 項においては、組合の所有する公文書等は組合が承継すると定めるものであります。

次に、議案第 1 8 1 号は、新町の多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、議会の議決を求めるものであります。

この協議は、平成 1 8 年 1 月 2 3 日から群馬郡倉淵村、同郡箕郷町、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合に伴い、多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関して協議するものであります。最初に、この事務承継の関係市町村議会の議決の根拠ですが、本年 1 0 月に多野郡町村会館管理組規約を変更し、規約第 1 0 条において「関係市町村の数の増減等に伴う事務の承継については、議会の議決を経てする協議をもって定める。」との規定が追加されました。これにより、組合からの脱退に伴う事務承継の取り扱いを関係市町村間において定めるものであります。既に組合の財産処分協議につきましては決定されていますが、歳計現金については地方自治法第 2 3 7 条に規定する財産に含まれないため、公文書等も含めてこの事務承継の協議によりその取り扱いを定めるものであります。

内容ですが、第1項において平成17年度一般会計に属する新町分の歳計現金は組合が承継するものとし、第2項においては、組合の公文書等は組合が承継すると定めるものです。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第180号鬼石町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第180号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第180号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第180号鬼石町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第180号は原案のとおり可決されました。

議案第181号新町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第181号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第181号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第181号新町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第181号は原案のとおり可決されました。

第34 議案第182号 群馬県六市自転車競走組合の解散に関する協議について

議案第183号 群馬県六市自転車競走組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第184号 群馬県六市自転車競走組合の規約変更に関する協議について

議長(反町 清君) 日程第34、議案第182号群馬県六市自転車競走組合の解散に関する協議について、議案第183号群馬県六市自転車競走組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第184号群馬県六市自転車競走組合の規約変更に関する協議について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 戸川静夫君登壇)

経済部長(戸川静夫君) 議案第182号群馬県六市自転車競走組合の解散に関する協議について、議案第183号群馬県六市自転車競走組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第184号群馬県六市自転車競走組合の規約変更に関する協議について、一括ご説明

申し上げます。

最初に、群馬県六市自転車競走組合の解散について、同組合の構成する関係市と協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。内容につきまして申し上げますと、昭和33年11月より、まちづくりの関連財源の確保を目的として自転車競走を施行してまいりましたが、同組合につきまして平成16年度を最後に競輪事業から撤退し、事業を廃止するため、同組合を平成18年2月15日をもって解散するものでございます。

次に、解散に伴う財産処分について、前議案同様に議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、同組合の財産である同組合財政調整基金について、均等の割合で各組織団体に帰属させるものでございます。

最後に、解散に伴う事務の承継について、同組合の規約の一部を変更する必要があるため、前議案同様に議会の議決を求めるものでございます。内容につきまして申し上げますと、同組合の解散に伴う事務の承継について、歳計現金は均等割合で各組織団体が承継し、公文書類及びその他権利義務は、組合の解散の日において管理者の属する市が承継することを定めるものでございます。

以上、3議案の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第182号群馬県六市自転車競走組合の解散に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第182号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第182号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第182号群馬県六市自転車競走組合の解散に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第182号は原案のとおり可決されました。

議案第183号群馬県六市自転車競走組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第183号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第183号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第183号群馬県六市自転車競走組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第183号は原案のとおり可決されました。

議案第184号群馬県六市自転車競走組合の規約変更に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第184号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第184号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第184号群馬県六市自転車競走組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第184号は原案のとおり可決されました。

第35 議案第185号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議長（反町 清君） 日程第35、議案第185号群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 議案第185号群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成17年10月1日から月夜野町、水上町及び新治村が廃され、その区域をもってみなかみ町が設置されたことに伴い、月夜野町、水上町及び新治村が合併の日の前日をもって群馬県市町村会館管理組合から脱退し、新設されたみなかみ町が合併の日から組合に加入したことにより、組合規約の別表中から月夜野町、水上町及び新治村の記述を削除するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第185号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第185号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第185号群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第185号は原案のとおり可決されました。

第36 議案第186号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(反町 清君) 日程第36、議案第186号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 白岩民次君登壇)

総務部長(白岩民次君) 議案第186号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、組合同規約の変更について地方自治法第286条第1項の規定により、組織団体において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものであります。第1条は、平成18年1月1日から鬼石町が廃され、藤岡市に編入され、また、「藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合」の名称が「藤岡、新町、吉井環境衛生事務組合」と変更されるための改正であります。次に、第2条は、平成18年1月23日から倉沢村、箕郷町、群馬

町及び新町が廃され、その区域が高崎市に編入され、「藤岡市・新町ガス企業団」の名称が「藤岡市・高崎市ガス企業団」に、「藤岡、新町、吉井環境衛生事務組合」の名称が「藤岡、吉井環境衛生事務組合」に、「榛名倉淵火葬場組合」の名称が「榛名町及び高崎市火葬場組合」に変更されるための改正であります。

次に、第3条は、平成18年2月20日から渋川市、北橋村、赤城村、子持村、小野上村及び伊香保町の合併及び渋川地区医療事務組合の解散による改正であります。次に、第4条は、平成18年3月18日から安中市及び碓氷郡松井田町の合併、安中松井田医療事務組合、安中松井田衛生施設組合及び碓氷上水道企業団の解散による改正であります。次に、第5条は、平成18年3月27日から勢多郡東村、新田郡笠懸町及び山田郡大間々町の合併によるみどり市の設置、渡良瀬水道企業団と阿左美水園競艇組合の解散、桐生市外六箇町村医療事務組合の名称変更、富岡市及び妙義町の合併、吾妻郡東村及び吾妻町の合併により改正するものであります。

そのほか水防法及び土砂災害警戒地域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、水防法の条の移動が生じたため、改正するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第186号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第186号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第186号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する

る協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第186号は原案のとおり可決されました。

第37 議案第187号 市道路線の認定について

議長(反町 清君) 日程第37、議案第187号市道路線の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第187号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、1件1路線でございます。市道6728号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。以上、1件1路線を管理していくに当たり、路線認定する必要がありますので、議会の議決をお願いするものであります。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第187号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第187号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第187号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第187号は原案のとおり可決されました。

第38 議案第188号 平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)

議長(反町 清君) 日程第38、議案第188号平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第188号平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり歳入歳出それぞれ4億6,222万3,000円を追加し、184億8,990万円とするものであります。当初予算と比較しますと6.0%の伸びとなっております。次に、第2条の債務負担行為であります。第2表のとおり、追加として指定管理者の指定にかかるものとして、らん藤岡指定管理委託費ほか4件、そのほかのものとしてごみ収集業務委託費の1件であります。また、第3条の地方債であります。第3表のとおり、追加として民間保育所施設整備事業の1件、変更として市道112号道路改良事業の1件であります。なお、今回の補正では、合併に伴う準備経費を計上するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を重点的、効率的に配分いたしました。

細部につきましては助役より説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

議長(反町 清君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) 最初に、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費では、第1項総務管理費、第3目事務管理費の合併に伴うOA機器借り上げ料等で2,254万8,000円を追加、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の社会福祉協議会交付金で1,000万円、第2目身体障害者福祉費の身体障害者施設訓練等支援費等で839万3,000円をそれぞれ追加、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の民間保育所施設整備費補助金で1億2,072万9,000円を追加、第3項生活保護費、第2目扶助費の生活保護扶助費等で3,247万4,000円を追加。

第7款商工費では、第1項商工費、第1目商工総務費の六市自転車競走組合事業撤退負担金で1億9,950万円を追加、第8款土木費で第2項道路橋梁費、第4目市道112

号道路改良事業費の道路改良工事費等で3,000万円を減額、第4項都市計画費、第6目公共施設管理費の市民体育館屋根防水改修費工事で3,700万円を追加、第10款教育費では、第7項保健体育費、第2目学校給食センター運営費の学校給食センター特別会計繰出金で1,436万2,000円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。第10款地方交付税では、地方交付税で1億2,499万7,000円を追加、第14款国庫支出金では、生活保護費国庫負担金で2,435万5,000円、次世代育成支援対策施設整備費国庫交付金で8,048万6,000円をそれぞれ追加、第19款繰越金では、前年度繰越金で2億588万円を追加、第21款市債では、市道112号道路改良事業債で2,520万円を減額、民間保育所施設整備事業債で3,210万円を追加するものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。指定管理者の指定にかかわるものとしては、指定管理者の指定の議決をされた、ららん藤岡ほか4施設の指定管理委託費について債務負担行為の設定をするものであります。債務負担行為の内容であります、ららん藤岡指定管理委託費として、平成18年度2,000万円、藤岡中央児童館指定管理委託費として、平成18年度850万円、藤岡市ゆったり館指定管理委託費として、平成18年度1,300万円、藤岡市福祉作業所及び藤岡市心身障害者デイサービスセンター指定管理委託費として、平成18年度3,940万円、藤岡市民プール指定管理委託費として、平成18年度9,000万円をそれぞれ限度額とするものであります。

その他のものとしては、ごみ収集業務について、平成17年度中に入札を行うため、債務負担行為を設定するものであります。債務負担行為の内容であります、ごみ収集業務委託費として平成18年度から平成23年度までの6年間で5億4,495万円を限度額とするものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 264ページの知的障害者福祉事業の、いわゆる通勤寮支援費の210万円についてちょっとお伺いしますけれども、通勤寮というのは藤岡市にはないとは思いますが、この支援費の内訳、何名でどういうところの施設に出ているのか。

それと、もう1点、ちょっと私が聞き漏らしたかと思うのですけれども、273ページの運動施設の管理事業で施設改修工事の3,700万円、これをもう少し詳しく説明していただきたいと思えます。以上2点、お願いします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

施設等改修工事 3,700万円の補正でございます。これは市民体育館、この体育館は昭和63年4月1日に供用開始されまして、現在までに約17年と7カ月経過しています。年数とともに屋根材の老朽化が進んで、平成13年ごろから雨漏りが認められています。そういうことで年数が経つごとに雨漏りの程度が増加してきましたので、このままいくと競技の運営や利用者に大変支障を来すということになりますので、今回補正をお願いして、新年度早々いろいろな大会が計画されておりますので、安心して利用できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 265ページになりますか、通勤寮支援費でございますけれども、当初予算では8人を計上いたしましたけれども、2人対象者が増えました。10名の分をお願いしております。授産施設を退所後、就労している者を職場に通勤させながら生活指導を行うということで、藤岡市の該当者が2人増えたということでございます。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） それでは、この通勤寮の支援費というのは個人に対して支給を、本人の申請に基づいて支給をしているという形の解釈でよろしいわけですね。本来、この就労している知的障害者が一定期間どこか寮に入って、そこから働く所へ行っているというふうに考えますけれども、そういったものが藤岡市になくてもどこかの、例えば吉井町の青雲寮とか、いろいろな所に入られている方が仕事に使うための費用が2人増えてこういう形になったという解釈でよろしいわけですね。

それと今、工事請負費で体育館の雨漏り改修工事というふうにありますけれども、関連しますけれども、前に市の野球場の水漏れ対策という形の中で、その辺についてはどうですか。その後、対策等が講じられてきたのでしょうか、その2点、お願いいたします。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 授産施設は既に退所しておりますので、自宅等から就労している人たちに職場に通勤させながら生活指導ということでございます。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えさせていただきます。

野球場の屋根の関係ですけれども、その後、何回となく試験したり、いろいろやってお

ります。そういった中で、やっと大体の位置が決定されまして、その処置を今、しているところでございます。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

齊藤千枝子君。

5 番（齊藤千枝子君） 266ページの民間保育所補助事業の1億2,072万9,000円について、詳しくお願いいたします。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 1億2,072万9,000円の内訳でございますけれども、歳入の方にもございましたけれども、国からの交付金、例えばひかり保育園で8,981万8,000円、これは2年分割になっておりますので、2分の1の4,490万9,000円、それと地方財政措置というものがちょっと見えなくなっていました。この部分を市で肩がわりしております2,245万4,000円、これを足した部分がひかり保育園、つくしんぼ保育園は、先ほどの交付金で国の部分が7,115万4,000円、2年継続ですので2分の1にして3,557万7,000円、それと地方財政措置部分の市分が1,778万9,000円、この両方を足しまして1億2,072万9,000円という数字になっております。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 齊藤千枝子君。

5 番（齊藤千枝子君） これに関して国からの財政支援ですが、今の話ですと2年分割ということとで来年も同じ額が上がってくるということなんでしょうか。

議 長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 2年継続事業をちょうど2分の1ずつですので、来年も同じ額で計上されます。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 251ページの債務負担行為の補正について、いよいよやってきたことを実現していただけたんですね。けれども、限度額ということで5億4,495万円の債務負担ということであります。この金額の詳細、6年間で5億4,495万円ということなんでしょうけれども、この辺もう少し詳細な部分について説明をお願いいたします。

それから、当然のことながら、これは6年間ということになると、塵芥車は特殊車両だからその辺の減価償却等も含めて6年間という説明を前も受けていたような記憶があるんですけれども、そういうことでよろしいのか。そういうことになると、その辺の入札資格

だとか、あるいは入札後の契約条項だとかの問題がいろいろ出てくると思うのですけれども、あくまでも翌年度、いろいろな状況が変化することによって、この辺の契約の条件が変わってくるのかということもあるのですけれども、その辺についてもどういう契約内容でいくのか。

それから、地方自治法を見ると、「契約の当該金額について、減額または削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条件を付した場合は債務負担行為とする必要はないものと解する。」ということも書いてあるのだけれども、この辺が契約の中でどういうふうに取り扱われてくるのか、このことがちょっと私には今すぐぴんと理解できないのですけれども、その辺について執行部はどのような理解のもとでこの債務負担行為を起こして、どういう契約内容でいくのか、その辺について答弁をお願いいたします。

議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後6時27分休憩

午後6時33分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我亘弘君登壇）

市民環境部長（有我亘弘君） 1点目のこの債務負担行為の額の関係でございますけれども、このものにつきましては6年間のものであるわけでございます。積み上げをしまして、A、B、C、E、F、Gのこの地区の原価方式により積み上げた数値の総額がこのものに当たるわけでございます。

2点目の入札資格と言われることにつきましては、起工伺いの後につきましては総務部契約検査課の方でお願いをしていきたい、こういうふうに思っているわけでございますが、指名につきましては藤岡市及び鬼石町に本社を置く許可業者及び藤岡市、鬼石町に住所を有する業者を考えているということで、総務部の方とも協議をしまいたいというふうに思っております。

契約状況の関係でございますけれども、この件につきましてはごみの増減があるのではなからうかというような点があるわけでございますが、ごみの量につきましては毎回毎回計測をしているわけでございます。想定されている量につきましても示しているわけでございますので、それが変われば契約の中で変更をしまいたいというふうに思っております。

それと、削減等の扱いでございますが、先ほど申し上げましたが、ごみの量につきまし

ては増減の関係についてうたっていきたい。また、それ以外の燃料費関係につきましても著しい変化があればその辺についても契約の中でうたっていきたいというふうに思っております。

議 長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） その入札資格なのだけれども、今、部長の話だと契約検査課でこれからいろいろな条件を詰めてもらうのだというのだけれども、そうなると話がおかしくて、きちんと積算した結果、この数字が出てきたわけだ。そうすると6年間の、以前もこのことについてはいろいろ議論があったけれども、塵芥車で特別な車両で、したがって6年間は減価償却が、通常なら5年なのだけれども、特別な車両だからさらに1年延ばして6年間で見てやるのだという説明を受けていたのだけれども、今回、何地区かに分けて全部入札する。その減価償却費も当然その設計をしていく中で見ているということになると、これは入札資格だって、確実に新車を全部のところを条件で前提になってくるわけでしょう。新たに参入する人は持っていないくても、前からやっている人は今の車でも使って、またそれを6年間で減価償却費を見るというのはおかしいですよ。

したがって、入札に参加する資格は、条件がどういうことなのか。みんな同じ条件でそれぞれが入札に参加できるのでしょうか、と私は聞いているので、それがみんな違っているということになると随分不公平だというふうに感じるのだけれども、もう一度よくその辺をわかりやすく答弁してくれませんか。これから全部入札資格を契約検査課が決めるのだなんていうのはおかしくて、では何でこの数字が出てきたのですかということになってしまふのだけれども、いま一度よく説明してくれませんか。

議 長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我 亘弘君） まず、新車で対応していくのかと、6年間ということの中であるかということでございますけれども、11月7日にご説明した中でも収集運搬車両については専用の車両を確保していくのだということで、絶対に新車でなければならないということではないということでございます。

あとの入札資格につきましては、先ほど申し上げましたけれども、藤岡市及び鬼石町に住所を有する一般廃棄物運送の許可を取っておられる、こういう業者がその資格を有しているのではなからうか、こういうふうに思っております。

議 長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 何か私にはよく理解できないのですよ。私が入札資格と言ったから悪いのかもしれない。入札条件、いわゆるみんな同じ条件でなければ変な話ではないですか。いわゆる専用の車なら、塵芥車ならどんな古くても何だっていいのだと、けれども、ここに債務負担行為を発生させているのだから6年間契約するのだ、その一番大きな原因は塵芥

車という特殊な車両を購入させてこの仕事を責任持ってしていただくのだから、したがって6年間きちんとある種の契約の期間を見てあげるのだ、そういう意味なのでしょう。そうすると、もしそれが違うのだとすればこの積算の根拠はどこにあるのですか。

私は車が幾らするか知りませんが、仮に1,000万円する、これを6年間で償却していくのだ、その部分もきちんと見ているから、この地区については6年間で幾らの契約になるのですよ、あるいは契約の中でその都度その都度ごみの量だとか何かについては若干の調整はさせてもらう、したがって、その契約の条件がどうだということも私は聞きかかった。そうすると、全く不公平ではないですか。では、何のために6年間の減価償却費を積算の中で見積もったのですか。こんなことはもう3年も議論しているのですよ。ここの場所ではなくて予算特別委員会等でかなり何年もやってきている。まだそんなことははっきり明快にこの場で答弁できないのですか。だから、みんなが今、部長の答弁を聞いてあきれている。

もう3回目の質問だからこれ以上何か言うことは私にはできないのだけれども、もう少し、何年もかかって議論してきたことが、明快にきちんとこういうことでやらせていただくのだというものが何で執行部はきちんと答弁できないのですか。もう一度きちんと、議員の皆さんが、ああそういうことでわかった、納得だよというふうにきちんと答弁ができないのですか。そのことについてきちんと答弁してくれませんか。どういうことで、どういう契約で、どういう条件で、どういう資格で、どういう契約内容で、したがってこの5億4,495万円という債務負担を認めていただきたいのだというふうに言ってくれないと、またわけがわからなくなってしまいますよ。きちんとそのことについて明快に答弁してください。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我 弘君） 確かに積算の中には車両費を6カ年ということの中で見てあるわけでございます。そういうことの中で、議員説明会のときにも申し上げましたが、収集運搬車両については専用の車両を確保し、やっていきたいと、そういうものにつきましては債務負担行為の限度額ではそういうのはありますけれども、そういうものの中でいかに安く、また競争をしていく中で安い金額でできるかという、そういうことの中で競争してもらって経費を削減できる、そういうことの中でこういうものとしたものでございます。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後6時45分休憩

午後6時57分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我巨弘君） 先ほどは失礼いたしました。収集運搬車両の扱いにつきましては、入札のときの同じ条件ということの中で、平成18年度の当初から新規の購入ということで6年間使うということの中で、同一条件で進めさせていただきます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 議案第188号について質疑をさせていただきます。ただいまの佐藤議員の方の関連なのですけれども、ごみ収集業務委託費、6年間で5億4,495万円ということで、平成17年度から入札ということで今、お聞きしましたが、それでは、この事業に新規参入を考えている、先ほど説明があった藤岡市、鬼石町に本社を持つ会社ですが、新規の参加条件をすべて挙げていただきたいというふうに思います。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 業者の指名の条件ということの中で、藤岡市及び鬼石町に住所を置く業者ということでございますが、現在16社あるというふうに思っております。入札資格の基準でございますけれども、1つにつきましては、受託者が業務を遂行するに足る施設・人員・財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実態に関し、相当の経験を有するものであること、あと1つにつきましては、市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集または運送を業として行うということの中でございますけれども、先ほど申し上げました藤岡市及び鬼石町に住所を有する方を考えております。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後7時休憩

午後7時3分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我巨弘君） 入札資格要件でございますが、藤岡市及び鬼石町内に本社を置く一般廃棄物収集運搬業者（会社）でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） すべて挙げてくれということなのだけれども、今の答弁を聞いていますと3つぐらいしか具体的には答えてもらえなくて、そういう参加資格を持っている業者が執

行部の方の資料によると16社いる、そういったことでいいのですか。その中からそのすべての業者を指名業者に入れて債務負担行為でやるという考えでよろしいのですか。

それと、最低限の入札価格、そういったものを設けるといことなのですけれども、それは競争の原理、安定してごみの収集をやっていただくと、そういったものをどちらなのか、あわせてお聞かせ願います。安ければ安いほどいいという考え方でやるのか、最低限この仕事を受注したからには責任を持って6年間業務を遂行していただきたいと、どちらなのか、お伺いをしているわけでございます。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我 巨弘君） 安ければ安いほど、どういう価格でもということと、受託される業務の遂行を優先させるかということかと思いますが、ごみ収集委託でございますので、受託業務を遂行することが優先で、その者につきましては業務の遂行の適正化を重視しているという考え方でございます。

議長（反町 清君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 市民環境部長の方には、なぜこの時期に債務負担行為の補正を上げてくるかということをもう1回少し考えていただきたい。これは私たちの聞いているところでありましてけれども、新年1月1日に鬼石町と合併になる、それで4月1日からはきちんとした形でもう1回見直した中で、改めてスタートラインにすべて戻って、原点に戻ってこのごみ収集委託を行う、業者選定も含めて、地区の見直しも含めてやりましょうということが原点なのだから、これをきちんと債務負担行為として上げてきた意義をもう少し、この議会が、佐藤議員の質問ではありませんけれども、聞いていることと今ここで答弁したことが先ほどはちょっと違って、議会が少し、私たちも聞いているのがちょっとわからなくなってきた部分もあるので、これこれこうだから、こういうことが必要だから今回この補正で債務負担行為を議会の皆様をお願いしたいと、もう少し執行部の方で詰めてきちんと上げてくるように今後していただだけませんか。

それと、そういったことで公の場で今、皆さんが、市民環境部長の方がそういうことを言っているのだから、私はこれを信じますよ。きちんと適正に公平公正にやっていただきたいというふうに思うのですが、市民環境部長、あわせて市長の見解を伺います。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我 巨弘君） 議員がおっしゃるとおり、合併を契機といたしましてきちんとまた整理をしていくということの中で、公平公正な取り扱いに努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいま市民環境部長が答えましたけれども、今までの議会に対しましていろいろ約束もしてまいりました。入札制度を取り入れてしっかりと藤岡市、また新たに鬼石町を含めた中で公明公正な入札制度を取り入れて発注していきたいというふうに思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） このごみ収集運搬業務の委託、この入札についてちょっとお聞きしたいのですけれども、最低制限価格というようなこの制限価格割れ、こういうものが発生する、業務を円滑な形で遂行していただきたいというようなことの中でそういったものを設定するわけですけれども、これにはそれぞれ参加する会社が独自の努力というものがある、できるかどうかという、それを審査する機関があってもいいのではないかとこのように思うのです。

執行部側が最低制限価格の設定というような、そういう帳簿上といいますか、発注側の数字だけでなく、やはりそれに参加する会社が、私のところはこういう形ですから安価でもこの業務はちゃんとできるのだというような、そういうようなものがあるとすれば、そういった会社に出すということも考えていかなければならないのかというふうに思いますが、そういった審査会のようなものを設置し、制限価格割れに対しては一応検討をするという体制があってもいいのではないかとこのように思うわけですけれども、この点についてどのような考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我亘弘君登壇）

市民環境部長（有我亘弘君） 私の方で今、考えておりますことにつきましては最低制限価格、委託料が受託業務を遂行するに足りる額ということで、それらにつきましても原価計算に基づきましてやっているということの中で大切なことで、その必要性があるということですが、それを価格の下のものでつきましてそういう検討委員会ということですが、今、私の方とするならば、今の段階ではそういうもので対応するという考え方はございません。

議長（反町 清君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 入札の公正化とか、いろいろなことがありますけれども、やはり入札の意義というものからいけば、より安く、また内容においては変わらずというようなことで、その企業努力によって、これはこのごみ収集委託業務だけでなく、他の事業においてもそういったことが言えるのではないかと思います。自分の会社でこういった努力ができる、人にはわからない中の自分の会社独特の努力方法があるという、これを認めて、そ

たことを市に反映させるという、この姿勢を持つべきではないかというふうに思います。そういった特別審査会なりをやはり立ち上げて、こういった努力する会社に光が当たるような、そういった体制を市は敷くべきではないかというふうにと思いますが、その点についてももう一度できれば市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまのご指摘でございますが、審査会というような制度をつくってやるということはありません。ただし、やはり企業でございますので、しっかり努力してほしいというふうには思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第188号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第188号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第188号平成17年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第188号は原案のとおり可決されました。

第39 議案第189号 平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（反町 清君） 日程第39、議案第189号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特

別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 議案第189号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり、歳入歳出それぞれ5,583万1,000円を追加し、総額を51億558万4,000円とするものであります。予算の総額では、当初予算と比較しますと今回の補正を含め1.1%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。

第4款介護納付金、第1項介護納付金において5,452万円を、第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金では131万1,000円をそれぞれ追加するものであります。介護納付金は、保険者が納付すべきものとして診療報酬支払基金へ納付するものであり、諸支出金において平成16年度療養給付費等国庫負担金の精算により、超過交付されるものを国庫へ返還するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。

第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で2,180万8,000円を、第7款繰入金、第2項基金繰入金から3,402万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上が説明の要旨でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第189号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第189号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第189号平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第189号は原案のとおり可決されました。

第40 議案第190号 平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

議長(反町 清君) 日程第40、議案第190号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議案第190号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について、説明を申し上げます。

今回の補正は、指定管理者の指定の議決をされた藤岡市高齢者自立センターの指定管理委託費について、債務負担行為を設定するものであります。債務負担行為の内容ですが、平成18年度1,800万円を限度とするものであります。なお、高齢者自立センター管理運営事業は、現在、一般会計において実施しておりますが、平成18年度からは介護保険事業勘定において実施する予定であるため、今回、介護保険特別会計の補正を行うものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第190号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第190号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第190号平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立多数であります。よって、議案第190号は原案のとおり可決されました。

第41 議案第191号 平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

議長(反町 清君) 日程第41、議案第191号平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 中島道夫君登壇)

教育部長(中島道夫君) 議案第191号平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ1,436万2,000円を追加し、総額5億23万3,000円とするものです。当初予算と比較しますと2.9%の伸びとなっております。

これより事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

第1款総務費では、第1項総務管理費、第2目小学校運営費の工事請負費で609万円、第3目中学校運営費の合併に伴う備品購入費等で827万2,000円を追加するものがあります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。

第2款繰入金、一般会計繰入金で1,436万2,000円を追加するものでございます。

次に、第2条の債務負担行為についてご説明申し上げます。第2表のとおり、追加として第一調理場給食配送業務委託費ほか1件でございます。債務負担行為の内容であります

が、給食配送業務について平成17年度中に入札を行うため、平成18年度から平成23年度までの6年間で、第一調理場給食配送業務委託費として1億770万円、第二調理場給食配送業務委託費で1億910万円をそれぞれ限度額とするものであります。

以上が説明の要旨でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 292ページの債務負担行為に関して質問をいたします。

この関係は、第一調理場・第二調理場で1億770万円と1億910万円、この2つを6年間かけて委託するというところでございますけれども、先ほどのごみと違いまして、現在、鬼石町は職員が配送業務をしている。今回この給食の関係、現在、藤岡市では小学校・中学校、小学校が3人で3台、中学校が2人で2台、小学校が1,599万円、中学校が1,116万9,000円、合わせて2,715万9,000円で毎年委託をしているわけですが、現在、当市の給食の中学校の職員数は嘱託を合わせて17人、小学校が嘱託を合わせて26人で43人いるわけです。

それで、鬼石町が現在、職員と嘱託を合わせて7人で、藤岡市が5,900食、鬼石町が600食、実際では590食ぐらいになると思いますけれども、これは恐らく合わせた場合に職員がかなり余ってくるのではないかと私は推測いたします。そうすれば自送で、わざわざ委託へ出さなくてもできるのではないかとこのように考えております。例えば700万円で車を買ったとしても5台で3,500万円ですよね。その職員で配送は十分可能であると私は考えます。なぜ委託にこだわるのか、その点お伺いいたします。

議長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） 湯井議員の今の鬼石町から藤岡市に来る職員、それから現状の藤岡市にいる職員で自分たちで配送もできるのではないかとのご指摘だと思っておりますが、現実には給食をつくる数というのは現在のところ、鬼石町から来る職員は第二調理場、中学校の調理場に行ってください予定なのですが、そこで鬼石町の分の給食を全部つくってもらうことになると思います。もちろんこれが鬼石分、これが藤岡分というような作り方はしなくて一緒につくるわけですが、その中でやりくりをしていった場合に、やはり人間の数とすると精いっぱいであるというふうに思っています。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私が言っているのは、今現在の43人に7人、嘱託まで入れれば50人と

いう数になるわけですが、調べましたところ、十分に私は可能であるというふうを考えて質問しているわけでございます。中でまた給食の方、一般事務の方の職員というのも鬼石町も相当数いるわけでございますが、実際に現業にいて中で庶務をやっている職員が相当数藤岡市にはいるわけでございます。その現業で運転手というような採用の中で、そういう人たちを再度配送業務の方にもっていけば、十分にこの配送が可能であると私は考えます。一般事務の職員もかなり増えるわけでございますから、そのような考えを実際に検討してこのような結果が出たのか、それをもう一度お伺いいたします。

議長（反町 清君） 教育部長。

教育部長（中島道夫君） お答え申し上げます。

現状の担当の立場でお答えをさせていただきたいと思いますが、鬼石町との合併に伴います余剰人員に対する給食センターとしての対応につきましては、現在の鬼石町の共同調理場の仕事に従事しています常勤職員を合併統合後の当給食センターの補充要員として正式配置をお願いしているところでございます。全体の職場の中で直営職員の配置でありますので、今までの経緯の中で人件費の圧縮等により、当給食センターに限らず職員数が不足しているのが現実ではないかと思っております。そのような中で、藤岡市の給食センターの中では嘱託職員に多く今まで負担がかかっていたわけです。そういうことを少しでも解消できるのではないかというふうに考えています。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私が特に言いたいのは、どちらかといえば給食の業務員として採用されて入った人まで今、一般事務をしているわけです。だから、十分にその職員たちがいるわけです。だから、人事管理がおかしい中でそのような格好になっているわけですから、教育部長の方では難しいと思しますので、再度総務部長の方から、このような人事配置を改めて、自送で配送業務をする考えはないのか、お伺いいたします。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） ただいま湯井議員の方から給食センターの方では人員が余っているのではないか、その分を配送の方に回せばいいのではないかという話なのですけれども、先ほど教育部長がお話ししていますように、今現在、合併ということでそういう人数のものが出てくるのですけれども、教育委員会の方ではそういうものを適切に割り当てて業務を遂行しているふうに感じておりますので、私の方で今ここで、では減らすとか、増やすとかということとはちょっと言いかねますので、また教育委員会の方とよく検討していきたいというふうに思っております。

ただ、今現在出ていますこの議題に対しては、運送の業務を委託するわけなのですけれ

ども、それに関して、今ここで私がどうにしましょうということはちょっと言えないところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（反町 清君）他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） さっきのごみの収集と全く同じなのです。債務負担行為を起こして6年間委託する目的は何なのだということです。そうすると、さっきも言ったようにいろいろな意味での、改めてここで入札をするということなのです。入札をして6年間ここにお願いをしますという、その6年間の根拠は、まず何なのですか。そうすると、さっきの話ではないけれども、入札の条件がどうだとかこうだとか、資格がどうだとかという、いろいろな問題が出てくる。そういうことに対してきちんと納得がいくような答弁をしていただきたいということが1点。

それから、9月議会で私が一般質問して、適正な職員の数、人口約7万人に対してどうなのですか、そのことに対しても答弁していないのです。けれども、市長はこうに答えている。「合併により職員が余るから、委託業務を直営にしたらどうだということをおっしゃいました。そういうこともあり得るので、私もかねがね職員に対しまして、そういうことを踏まえて合併の職員体制の問題を考えてくれというふうに職員に指示している。」と答弁しているのです。この間の議事録があるのですよ。明確に市長は、そういうことを踏まえてきちんとやれと、職員体制の問題をきちんと考えてくれというふうに私は指示しているというふうに答弁している。

だから、当然市長の方からそういう指示があったでしょうから、教育部長の方はその市長の指示を踏まえてどういうことを検討してきて、その結果、職員ではなくて6年間という期日で委託をするのだという結論に、どういう議論をした結果そういう結論に至ったのか、答弁をしていただきたい。市長は明確に、指示していると言っている。職員が余るからと言っているのですよね。余るに決まっているのだ。さっき、足らなくなって囑託職員にえらく負担をかけさせているという教育部長の答弁なのだけれども、教育部長の言っていることと市長の言っていることは全く違う。何度も言うようだけれども、私ども議員が聞いていても全く理解できない。

だから、当然市長からそういう指示があったでしょうから、担当部署ではどういう議論をして、こういう議論の結果、この方が藤岡市の利益なのだ、公の利益なのだというふうに結論を出してこういう形での債務負担行為を出してきたのでしょうか、どういう議論があってこういう結果になったのか、そのことについて答弁をしていただきたい。

それから、もう一度言いますが、ごみ収集業務と同じで、入札資格だとか条件だとか、その辺についてもきちんと答弁をしていただきたいと思います。

議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後7時36分休憩

午後8時6分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） 先ほどは申しわけございませんでした。それでは、まず人員についてちょっとお話をさせていただきます。現在、藤岡市でつくっている給食の数は6,400食でございます。48名の職員で対応しております。それに鬼石町では今度藤岡市に合併しますと1,000食の給食をつくらなければなりません。鬼石町から来る職員は5人ということになっております。そうすると、今現在、藤岡市で調理にかかる方々がつくっている給食は1人当たり160食になります。1,000食を160で割り返すと4.5人が必要ということになり、現状の中では自送に回るだけの余裕はございません。

なお、そういうことにより債務負担行為をお願いし、全体の事業費の中で輸送費にかかるものは非常に大きいものですから、コストダウンを図って、耐用年数3年をさらに3年加算した6年間でやっていきたいということをお願いをしたいところでございます。

入札条件、それから入札資格等でございますけれども、入札条件については、先ほど市民環境部長もお話ししていましたが、藤岡市内あるいは鬼石町内に営業所を持つ運送業を営んでいる方々ということで考えております。それから、入札資格につきましては、当初から新車を購入していただき、それを6年間で減価償却していただくということで作らせていただきたいと思います。以上です。

議 長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 常々私が言っているのは、確かにごみ収集までいろいろな意味で職員の皆さんがやれとは、私も言うつもりはない。しかし、合併することによって職員が余る。それから、7万人に対してきちんとした適正な職員の数はどうなのですかというふうに9月議会で質問しているのですよ。それで、何度も言うようですけども、市長が、そういうこともあり得るので、そのことについてきちんと指示はしているのだというふうに答弁しているのです。たまたま市長が口頭できちんとこうだと言わなくても、議場の中で市長の答弁を皆さんは聞いているのでしょから、それは当然市長が指示したということなのです。そういうふうにとらなかつたらどうするのですか。

したがって、そのことに対して市長が議場の中で、公の場所できちんと答弁したのなら、私どもは何の仕事をするのだ、何をしなくてはいけないのだということは、皆さんは黙っていたってぴんと感じるのではないですか。だから、市長のある意味での指示を受けて、どういう協議をなさってきたのですかということも先ほど私は聞いているのです。そうすると、給食をつくる数がどうだとかこうだとか、それは嘱託職員でやってもらえばいいのです。

けれども、藤岡市全体の中での職員の数がどうだ。みんなそれぞれの自治体が今、5年間で何パーセント削減しましょうとか、そういうきちんとした目標値を設定して、このことを実現するためにはどういう施策を打っていくのだと、勸奨退職の制度をもっと今より厚くしていきましようとか、いろいろなことの中で適正なところまでやりましようということで、できるだけこのことを早く実現しましようということでやっているのです。だから、そういうことだっただけ皆さんはきちんと庁議の中で議論をしていると思うのです。ただ、教育部だけのことを言って、いやうちは教育部は数が足りないのだとか、結局そんなことを言ったらみんなそうですよね。企画部もうちは幾人欲しい、都市建設部は幾人欲しいと、それで全部足してみたら510人だったのでちょうど適正なのだと言っていたのでは、何の改革もできない。

だから、いま一度聞きますよ。そういう意志があるのですか。きちんとそういうことの中で経費の縮減をして、そういうところでお金を生み出して市民のために投資していきましようとか、そういう考えがなかったら何も改革なんかできない。行財政改革、行財政改革と言っているけれども、結局は何もできないということなのです。だから、いま一度聞きます。そういう方向でやるのでしょうか。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 佐藤議員の質問ですけれども、今の職員の数が適正かどうかということでありますけれども、合併に伴いまして、病院の職員を抜いて約100名の職員の方をどう割り振るかということで議論はしました。その中におきまして、前回の議員説明会のときにも申し上げたように、フレームをつくりまして、その前に情報能率課長を中心にしまして、各課長を対象にしましてどのくらいの人員が各課で必要かということでヒアリングを行いました。そのヒアリングを行った結果、また、各部長に見ていただきまして適正かどうか、検討していただきました。

その中におきまして、今、現状では余剰とか何とかという問題ではないのですけれども、今後どういうふうに行財政改革を行っていくかということなのですけれども、今現在10年間で100名の人員を削減していこうという計画であります。ところが、皆さんご承知

のように団塊の世代がありまして、その世代になりますと一遍に34人とか35人やめてしまうところがあります。そうしますと10年でいきますと230人ぐらいの退職者が出てきます。逆に今度は減ったから適正と、今が適正とは言いませんけれども、そういうアンバランスなときも今後出てくることになります。

それで、前に市長が9月議会のときに答弁した、余剰が出るのではないかということなのですけれども、現状では各課でヒアリングした場合には、余剰という表現はちょっと悪いと思うのですけれども、そういうぎりぎりのところでやっております。また、こちらへ来るのが約35名くらい、残りは64名くらい鬼石支所に配置されるわけなのですけれども、これはやはり鬼石町が合併したときに急激に上げてしまった場合には、また従来の行政としてのサービスがなかなかできないということで、少し慣れるまではそういうこともしていく必要があるのではないかというふうに思っております。これもだんだんにいろいろ協議して、人員を削減するといいますが、こちらの本庁の方へ上げてくればほかの面にも職員を使えるのではないかというふうに、今すぐはできませんけれども、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） なかなか理解しにくい説明なのですよ。10年間で100人を削減するのだ、そうすると適正なのは400人だというふうに思っているのでしょうか。それは団塊の世代が一遍に30人やめられれば困るのだから、そこで20人なり採用するのでしょうか。部長、そういうことなのではないですか。今はもう全く余剰人員はいないのですよ、けれども10年間で100人減らすのだと、そうすると結局は適正な職員の数は、今の藤岡市の自治体の規模でいくと、合併したときに五百数十人からマイナス100が適正だというふうに皆さんは考えて、これをできるだけ早いところで実現をしたい。それは5年でできればベストですよ。けれども、そうはいかないから、結局10年でやりましょうということなのでしょう。

適正な職員の数はマイナス100なのだとなれば、知恵を出せば幾らでも、そこで何人かがその仕事をしたって何ら差し支えがないではないですか。その知恵が出ない、そういうところで知恵を出して改善をしていくということが改革なのでしょうと、私は言っているのです。よくわかりました。全くそういう改革だとか、行財政改革だとかということについて真剣にやる意志がないということだけは、よくわかりました。だから、もう質問する気もありませんから答弁も結構です。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

三好徹明君。

6 番（三好徹明君） 債務負担行為の関係で、給食配送業務委託費の件で質問させていただきま
す。私は一昨年の6月に合併特別委員会の委員長として、今回の議会側の責任者として合
併に取り組んでまいりました。その間、約1年にわたってさまざまな自治体等の合併の実
情、なぜ合併するのだ、さまざまな市民からも、あるいは合併する相手側からもいろい
ろな意見を聞いてきたし、またそこで激論をしてきた経緯があります。

その中でも決して揺るがない1点というのが、どういうことが支えてきたかといいます
と、この合併によって50年も惰眠をむさぼってきたこの地方自治体が活性化する、新し
い血が入ることによって活性化する。民間企業なら明日の運命がわからないわけですから、
緊張の中で生きているわけです。ところが、我々地方自治体は50年もの間、身分が保障
されて、税金というものを使いながら、かなりのむだをしてきた。それが合併することに
よって緊張感が生まれ、そして新しい血が混じることによって活性化するだろう、これが
合併の最大のメリットである、この信念によって合併を推進してきたわけです。それで、
鬼石町と合併ということで新しい血が4分の1ぐらい入ってくる。私は、これは藤岡市の
未来にとって極めて画期的なことだったと思うわけです。

それと、もう1つ、国が進めようとしているこの合併というのは、地方・中央を合わせ
て1,000兆円とも言われている借金を減らしていこうということです。その多くは人
件費によって消えていっているわけです。つまり四百数十人と鬼石町を合わせて五百何十
人、当然余剰人員は出るに決まっている。ところが、皆さん、各部分は自分たちで確保して、
いやこれだけいなければならぬと、その具体的な根拠なんか何も示さないではないです
か。

皆さん、いいですか。福島県の矢祭町は歳出を30%削っている。職員の人たちがみん
な道路作業まで出て行っているのです。首にできないから。皆さんは首にできないのです
よ。歳入が減ってしまうのですから歳出を削減して、そういう覚悟で町長自ら自分の歳費
をカットして、議会まで半減しているのです。そうやって町は一体となって自立の道を模
索している。お手本のような自治体があるのです。それに比べて我が新生藤岡市は、五百
何十人もになって、余剰人員はありませんと、恥ずかしくないのか。残念で仕方ありませ
ん。今ここで問題になっている給食配送業務を直営でやると、こんなことは出す前に自ら
汗を流してやらなければだめですよ。合併した意味がないではないですか。

このことについて市長、合併のメリットというのは、先ほど私が語る言ったように自治
体がスリム化していく、体力をつけていくという、その猶予期間を10年与えられた、そ
ういうものを手にしたのですよ。なぜ厳しくやっていかないのですか。そういう覚悟を職
員の間に植えつけていこうとしないのですか。そうしていれば、当然こんなことは出てこ
ない。私が前から言っているように、パソコンでレポートも書けない職員がいる県では、

辞職勧告ではないけれども、しているところがあるのですよ。ですから適性を見て、今、言ったように何もパソコンでレポートを書けることだけが仕事ではないですよ。それぞれ皆さん職員として能力があるのですから、適正な配置をするような配慮をしていけば能力を十分に発揮できる。その辺のことについて市長にまずお伺いします。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 三好議員と、当時の合併特別委員長時代からいろいろそういう議論を交わしながら、合併に向かって協議してまいりました。そして、藤岡市と鬼石町の合併の中で、鬼石町の約100人が藤岡市の職員になるわけでございます。合併当初の事務量というものを考えたときに、少し手探りの状況もあるわけですが、しっかりとその適正人員、余剰人員がどうなるのかというのは指示してまいりました。ただ、嘱託だとか臨時職員、こういった者を藤岡市も鬼石町も抱えておるわけでございますが、そういった者を含めてどうやって適材適所に配置していくのか、こういったことで今、進めております。

先ほどの給食の配送につきましては、1人の時間、職員が8時から4時だと思えますけれども、そういうシステムの中で、委託費の経費を考えたときには委託の方がメリットもあるという判断でございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 三好徹明君。

6番（三好徹明君） 委託というのは、民間にすることによって合理的な業務ができるのではないかとということで、そのことの意味はよくわかるのです。しかし、合併して当座、民間委託、例えばこの場合には極めて、直営でやってその余剰人員をここで吸収していく、あるいは合併をしてこういうような成果が出てきたということを内外に示す絶好のチャンスだと私は思うのです。それから、内部の職員に対してもこれからは厳しい厳しい時代がやってくるのですよ。今、中央から波がどんどん押し寄せてきているのですよ。

自立をするということは、財源を移譲されて自分の判断でやりなさいよという、重い責任を与えられるということです。こんな、なまぬるいことをやっていたら藤岡市はそれができるのですか。一人一人の人たちがそういう自覚を持っていく、自らが汗をかこうという意識を植えなければだめですよ。1,000人いようと2,000人いようと、仕事は薄めでやればできるのだから、私は民間の会社において死に物狂いでやってきたからよくわかりますよ。今の職員が3分の1で済むとは言いませんけれども、少なくとも合併したのだ、合併を形としてあらわすためにはそういう姿勢を示してもらいたい。

そうしなければこのままずるずると合併特例債をなめながら、楽をしながら行って、気がついたときには他の市町村から遅れをとってしまう。あるいは将来、高崎市等と50万

都市、政令指定都市等の問題が出てきたとき、対等な立場で意見が言えるような体力がついていなければどうするのですか。そういう意味でも不退転な気持ちで取り組んでもらいたい。

それで、この委託費については、市として自らやっていくと言ってくださいよ。私の質問はその答えを聞いて終わります。

議長（反町 清君） 市長。

市長（新井利明君） 先ほど来、教育部長の方からも委託のことも含めて答弁しておりますけれども、私もこの職員の1日の仕事の時間帯、そしてまた男性の仕事、重いものを持つわけでございますので、そういったものを勘案しながら、この給食の配送については委託をさせて、なおかつ、この委託の中でもきちんと経費の削減を目指していくという趣旨で、きょうご提案させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 前議員が質問していた債務負担行為の件なのですが、同じような質問をしていたのですが、私、ちょっと聞き取れなかったので再度確認をさせていただきます。6年間ということは車の償却ですか、これが根拠になっていると思うのです。私は、これは業者を保護し過ぎているような気がするのです。なぜその償却の年数を見てあげなくてはならないのかということなのです。答弁願います。

議長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） お答えさせていただきます。

償却年数は3年であります。3年に3年を加えて6年ということで設定をさせていただきました。その入札のもとになります、先ほどもちょっとお答えをさせていただいたのですが、新車を用意していただいて一度にスタートするというこの中で償却を見させていただくということでございます。債務負担行為を起こして事業を委託させていただく中で、償却を見ないということはちょっと想定できませんでした。

以上です。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 6年間見てもらえば非常に業者は安心して、1回仕事をとればもう6年間心配ないわけですよ。今、市長が言ったのは、委託の中でも経費を削減と言っているのですよ。そうすると6年間、もうこれでいってしまうわけで、6年間、もう経費節減の道はないのですよ。それが1つ。

それで、今、言うように、何で発注する側が償却に責任を持たなくてはならないのです

か。こんなことは民間同士の契約では考えられないですよ。今、物価が上がったり下がったりと、変動が非常に激しい時期ですよ。それを考えたって6年間の契約なんていうのは、今の時代では考えられない。

だから、この合併を踏まえた中でいろいろな経費を削減していくというのは、先ほど皆さん議員が述べていたけれども、これは口だけのことで、実際問題、合併をして削減するという意志があればこんな契約は出てこないわけですよ。さっきも言ったように、これは完全に業者を甘やかし過ぎているのですよ。競争させなければ委託費の削減なんてできないですよ。とてもじゃないけれども、こんな状態ではこんな案件は認めるわけにはいきません。さっき言うように、6年間でちゃんと保証してあげるといふ理由ですよ。さっきの答弁では償却期間を見てあげているのだといふけれども、こんな答弁は理屈にはならないですよ。もう一度答弁願います。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後8時33分休憩

午後8時47分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 教育部長。

教育部長（中島道夫君） それでは、木村議員のご指摘にお答えを申し上げます。

先ほど来、何回かお話をさせていただいたのですが、入札の時点においては、その入札の公平性ということから新しい車を購入し、それによって運営をしていくということが大前提としてまずございます。したがって、例えば給食センターの場合ですと、それを6年間あるいは3年間という短い、6年を3年ということで短期の期間になりますと、年間に約82万円ほどのお金が当然かかってくるわけでありまして、したがって、6年という耐用年数の倍の年数でコストの縮減に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（反町 清君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 何か言っている意味がよくわからないのですよ。短期よりも長期の方が安くなるというのは、何か理屈的にはそんなことは何となくわかるのですが、言っている意味がよくわからないのですよ。私が聞きたいのは、6年という設定なのです。部長の説明だと6年を設定したのに、公平ということは新しい車を使って6年間をやっていくのが一番公平だということなので、今、言っているのはわかるのです。ただ、その6年間で新しい車から最初に始めるという、その原点ですよ。何で新しい車をそろえなくてはならない

のか。そろえるから6年という設定になるわけですよね。新しい車でそろえなければ6年ということにならないでしょう。

減価償却は新しい車だろうが、古い車だろうが、1年間変わらないでしょう。だから、そういう計算をしていくと、1年だろうが6年だろうがコストは変わらないのですよ。そうではないのですか。違いますか。だから、償却年数をすべて役所の方で見てやるという前提がおかしいのですよ。その車だって違うところで使えるのだから、そんなのは業者間で競争させて、負けたところは違うところへ行ってその車を償却すればいいわけですよ。私の考えはそうですよ。だから、6年という根拠がわからないと言っているのです。ただ、その根拠の中には6年の方が安いという話なのですよね。これは見解の相違ですから、私はそう思うのです。あくまで今後についても、では公平性ということは、この6年が終わってもまた6年ということやっていくという考えなのですか。それだけ答弁してください。

議長（反町 清君） 教育部長。

教育部長（中島道夫君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、あくまで入札時の公平性ということを考えて進めていきたいと考えております。6年後と言われますとちょっと、多分同じような形でいくと思います。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 委託だということでこの債務負担行為の関係ですけれども、第一調理場・第二調理場、以前市長におかれましては、入札を1つとったときにはもう1つの方は辞退してもらおうということをしたことがあると思いますけれども、この入札はそういう形になりますか。1社でこの2つを独占するということは認めないということによろしいでしょうか。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後8時53分休憩

午後8時55分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 入札については2つありますので、2つのものを競争してもらおうというふうに考えております。ですから、競争入札で1つ1つ入札を行っていきますので、1社で

2つとる場合もあるかと思われます。

議 長（反町 清君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） ごみの収集運搬についても一抜け方式でやられましたよね。こういった中で過去に約10年近い間、1社がそういう形の中でずっと継続してやられてきたということに関して、入札による競争性というものをしっかりと考えたときに、やはり一抜け方式できちんとその入札を行うべきではないかと思えますけれども、再度市長に答弁をお願いいたします。

議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午後8時57分休憩

午後9時再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 今、茂木議員から一抜け方式の方法で発注をすることができないのかということなのですが、一抜け方式ということではなくて、2つの発注がなされるわけですから、きちんと競争の原理を働かせてもらいたいというふうに思っております。ただし、今、私も鬼石町と藤岡市の中でそういう配送業務に当たる希望がどのくらいあるのか、これはまだ確認をしておりませんので、もう少しその辺についてこれから時間がかかるというふうに思います。

議 長（反町 清君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） それでしたら、今の形の中で最低制限価格を設けて入札をする考えがあるかないか、お尋ねいたします。

議 長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） お答え申し上げます。

最低制限価格を設ける予定でございます。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第191号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第191号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第191号平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第191号は原案のとおり可決されました。

第42 議案第192号 平成17年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）

議長（反町 清君） 日程第42、議案第192号平成17年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 三木 篤君登壇）

上下水道部長（三木 篤君） 議案第192号平成17年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入の水道事業収益は、営業収益64万3,000円の増額であります。支出の水道事業費用は、営業費用138万2,000円の増額であります。

次に、第3条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。資本的収入は補正はありません。資本的支出は570万4,000円の増額で建設改良費であります。なお、資本的支出に対して不足する額7億2,431万6,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,226万3,000円、過年度分損益勘定留保資金3億9,205万3,000円、減債積立金3億円で補填する予定であります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第192号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第192号については委員会付託を
省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第192号平成17年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第192号は原案のとおり可決されました。

休 会 の 件

議 長（反町 清君） お諮りいたします。議事の都合により11月30日から12月8日までと
10日、11日、13日の12日間休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、11月30日から12月8日までと10
日、11日、13日の12日間休会することに決しました。

散 会

議 長（反町 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後9時8分散会